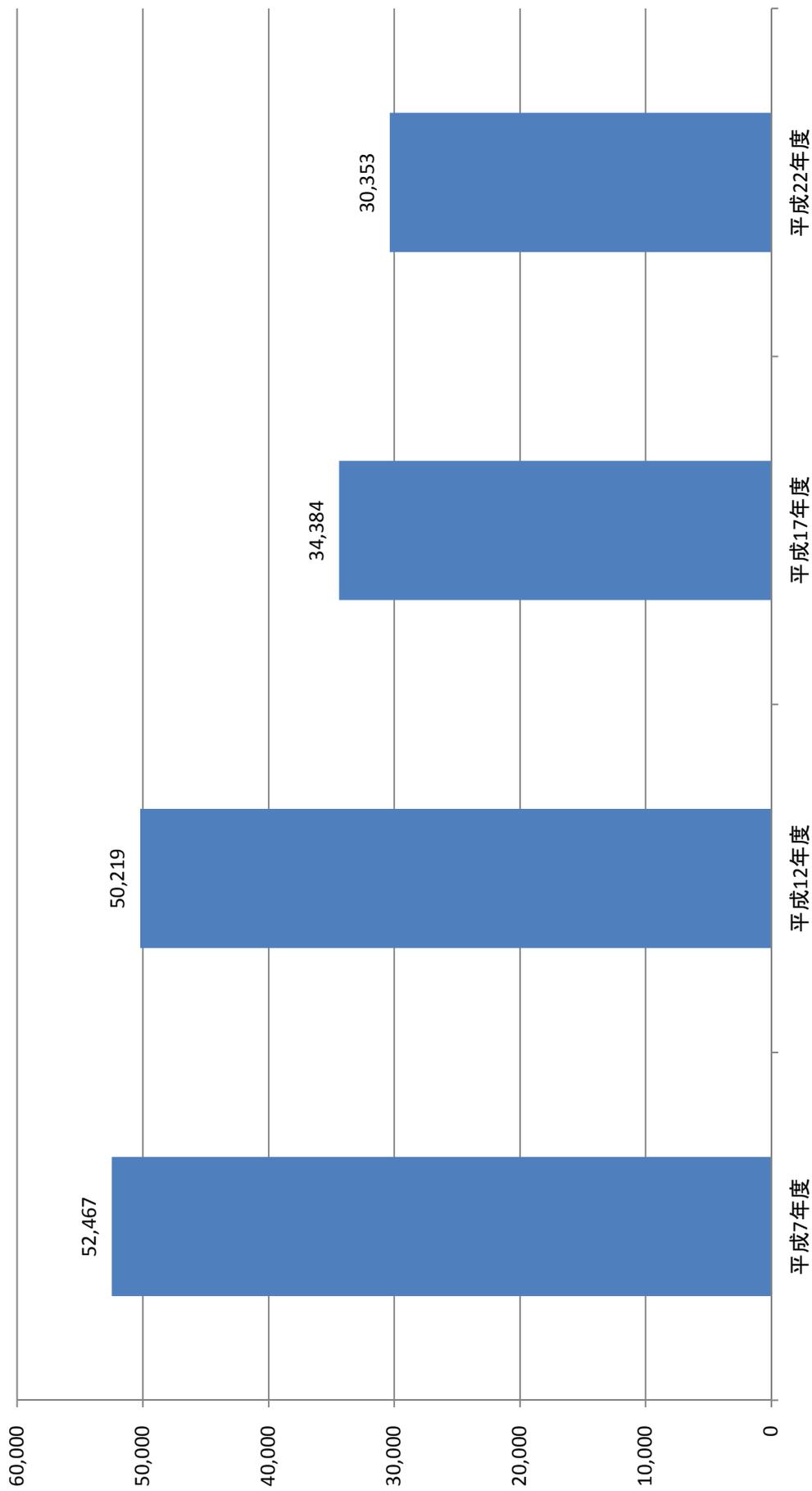


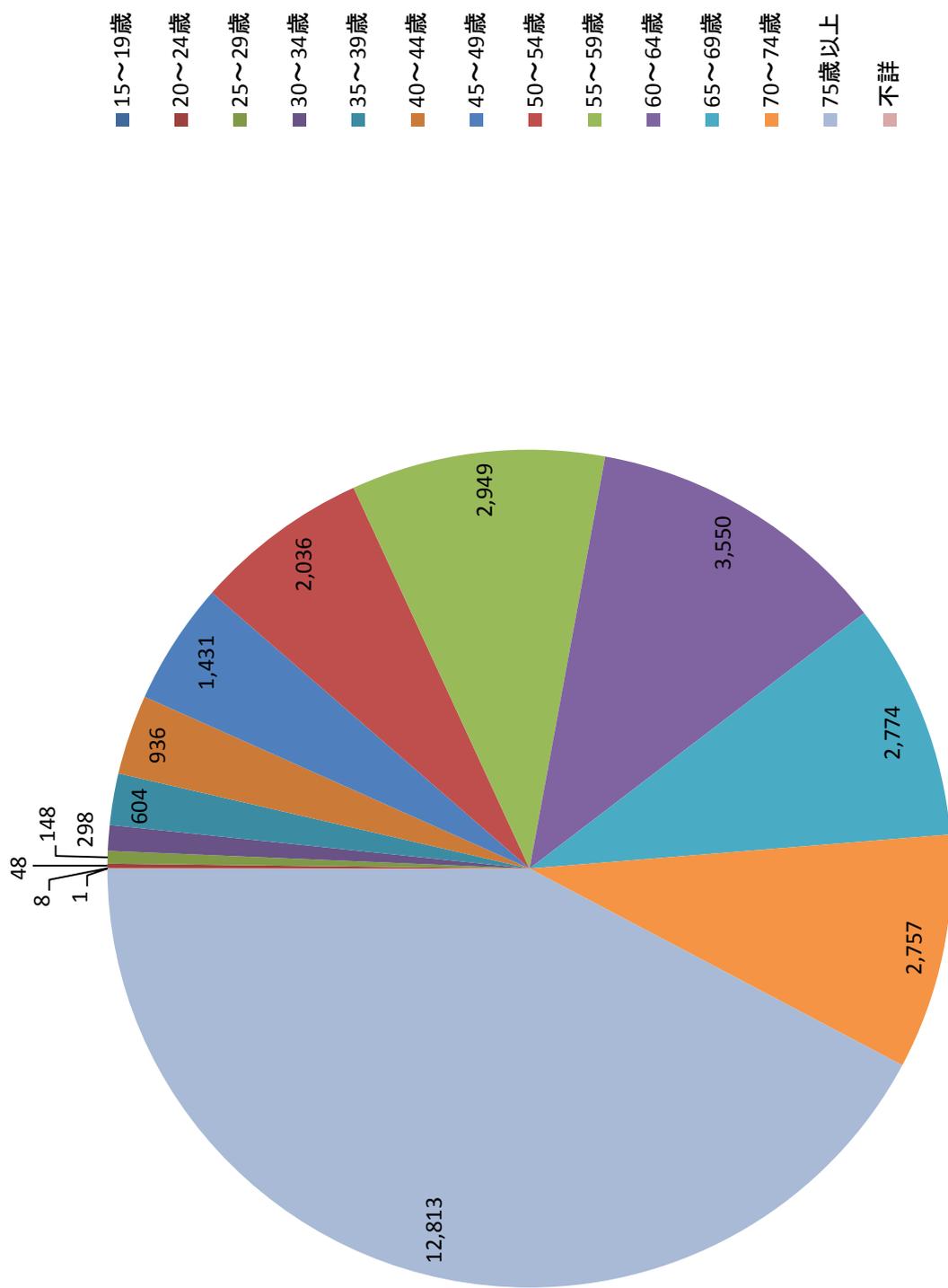
就業者の脳血管疾患、心疾患等による死亡数



(資料出所)厚生労働省「人口動態職業・産業別統計」統計

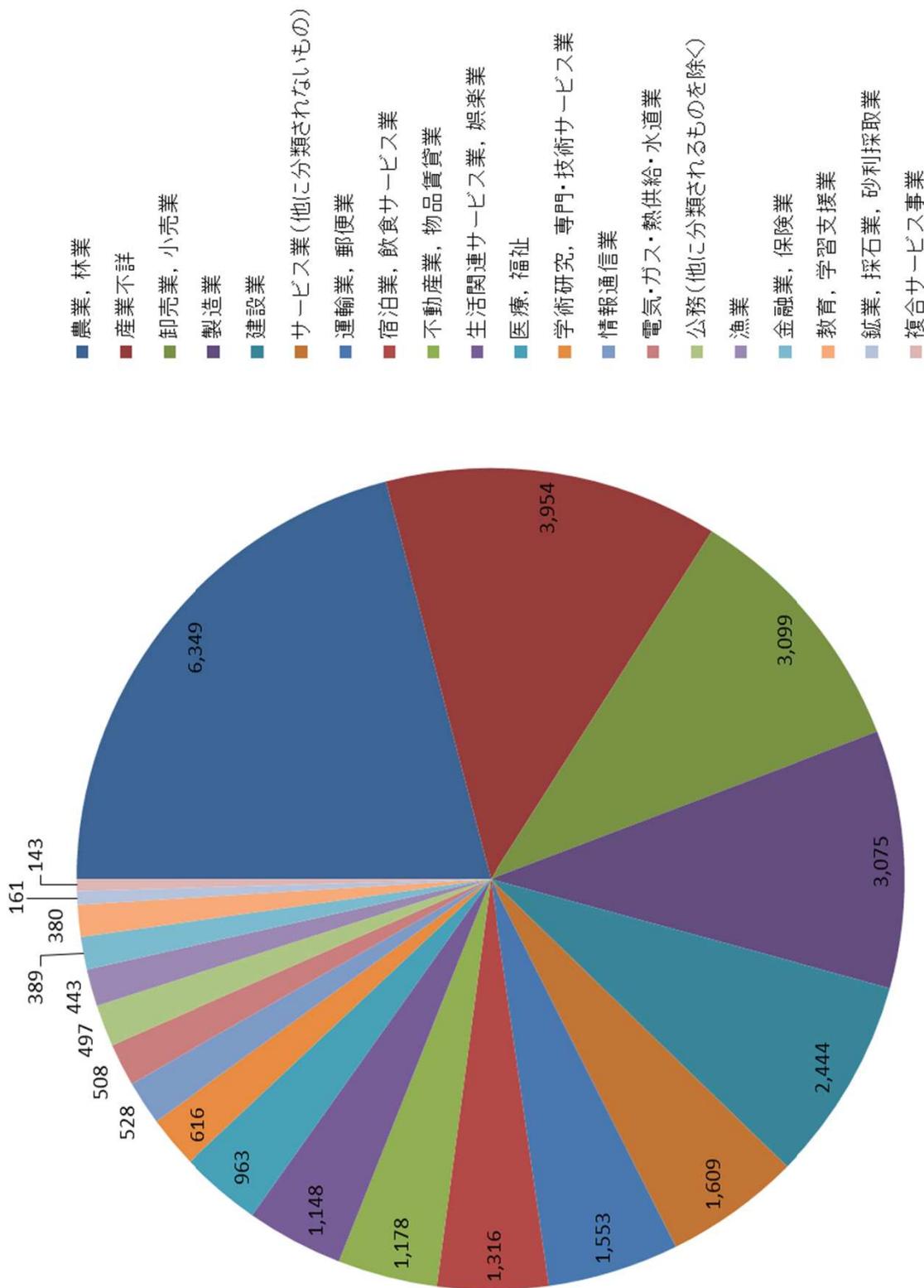
(注)脳血管疾患、心疾患(H17,22は高血圧性を除く)、大動脈瘤及び解離による死亡数総数のうち、就業者を合計したもの

平成22年度 就業者の脳血管疾患、心疾患等による死亡数(年齢別)



(資料出所)厚生労働省「人口動態職業・産業別統計」統計
 (注)脳血管疾患、心疾患(H17,22は高血圧性を除く。)・大動脈瘤及び解離による就業者死亡数を年齢別に分類

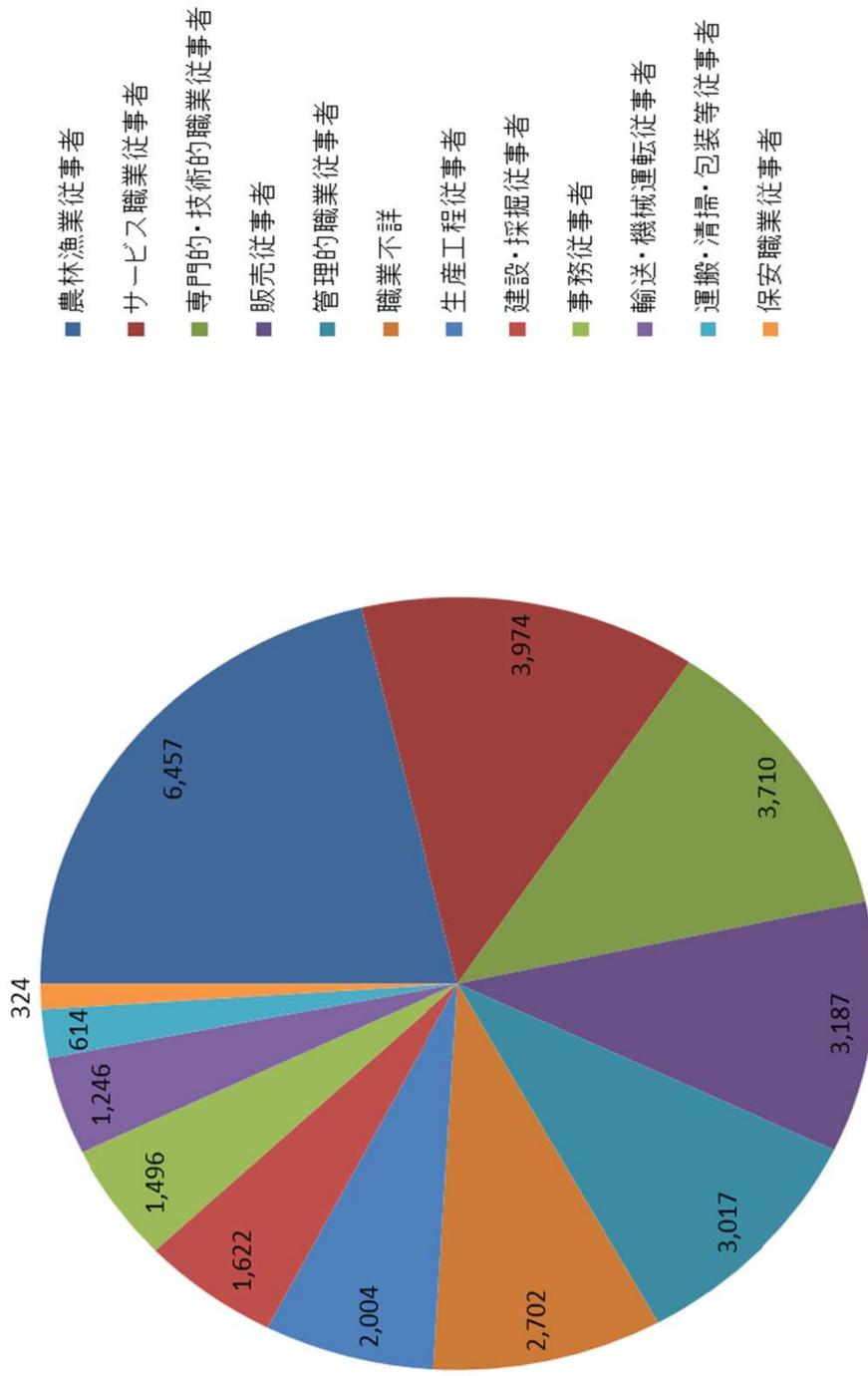
平成22年度 就業者の脳血管疾患、心疾患等による死亡数(業種別)



(資料出所)厚生労働省「人口動態職業・産業別統計」統計

(注)脳血管疾患、心疾患(H17,22は高血圧性を除く。)、大動脈瘤及びび離による就業者死亡数を業種別に分類

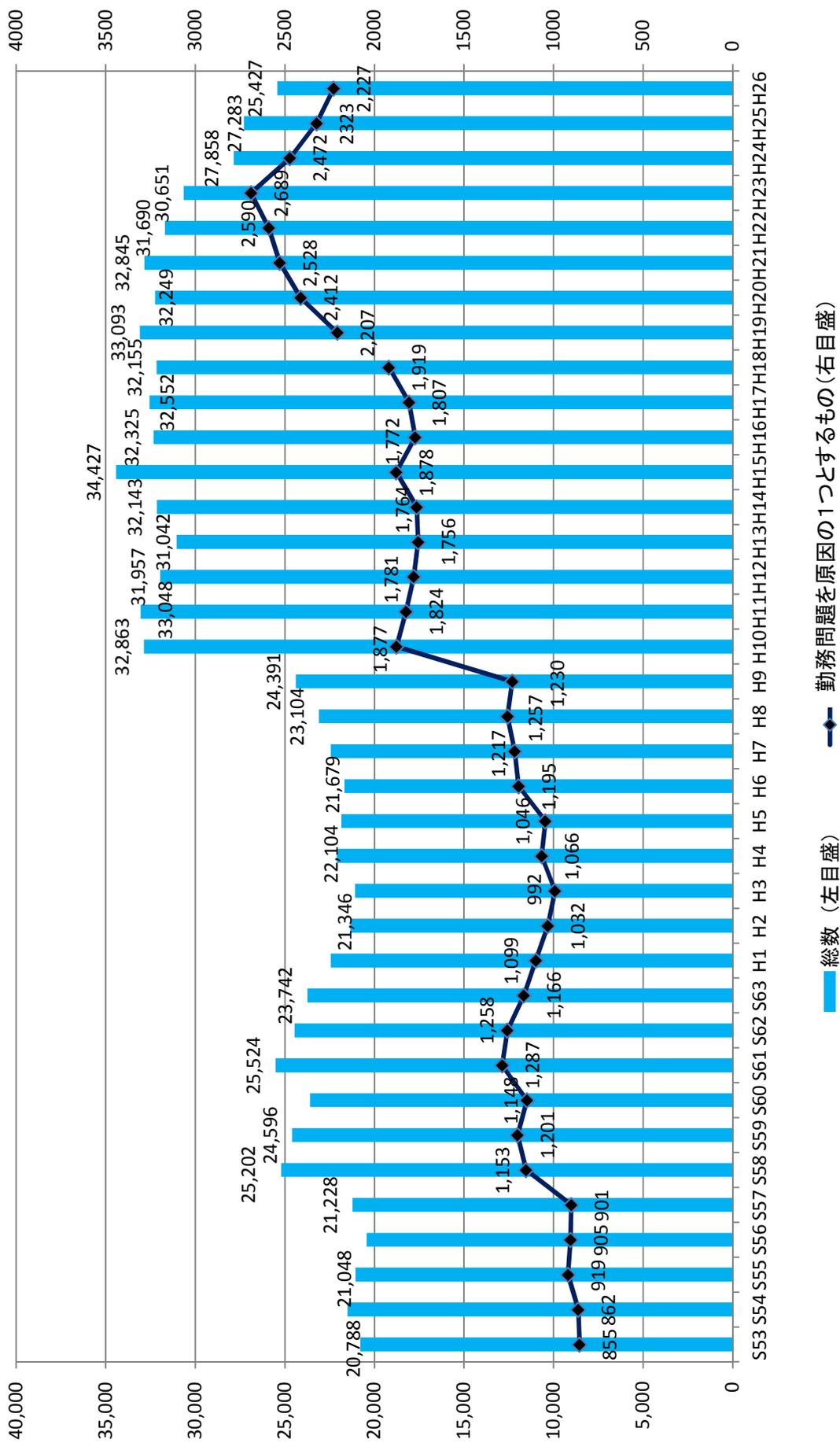
平成22年度 就業者の脳血管疾患、心疾患等による死亡数(職種別)



(資料出所)厚生労働省「人口動態職業・産業別統計」統計

(注)脳血管疾患、心疾患(H17,22は高血圧性を除く)、大動脈瘤及び解離による就業者死亡数を職種別に分類

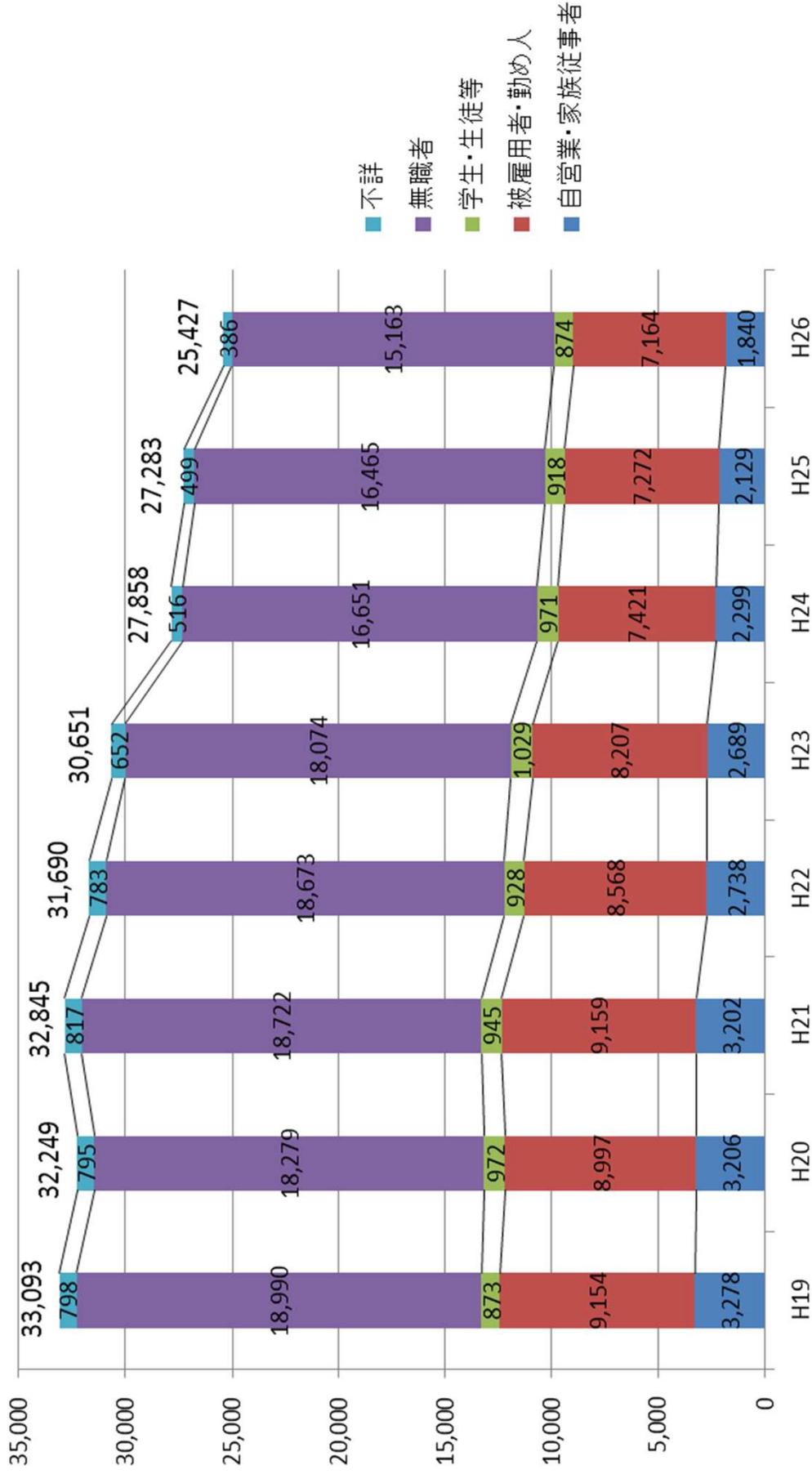
自殺者数の推移(総数、勤務問題を原因の1つとするもの)



(資料出所) 内閣府・警察庁 自殺統計

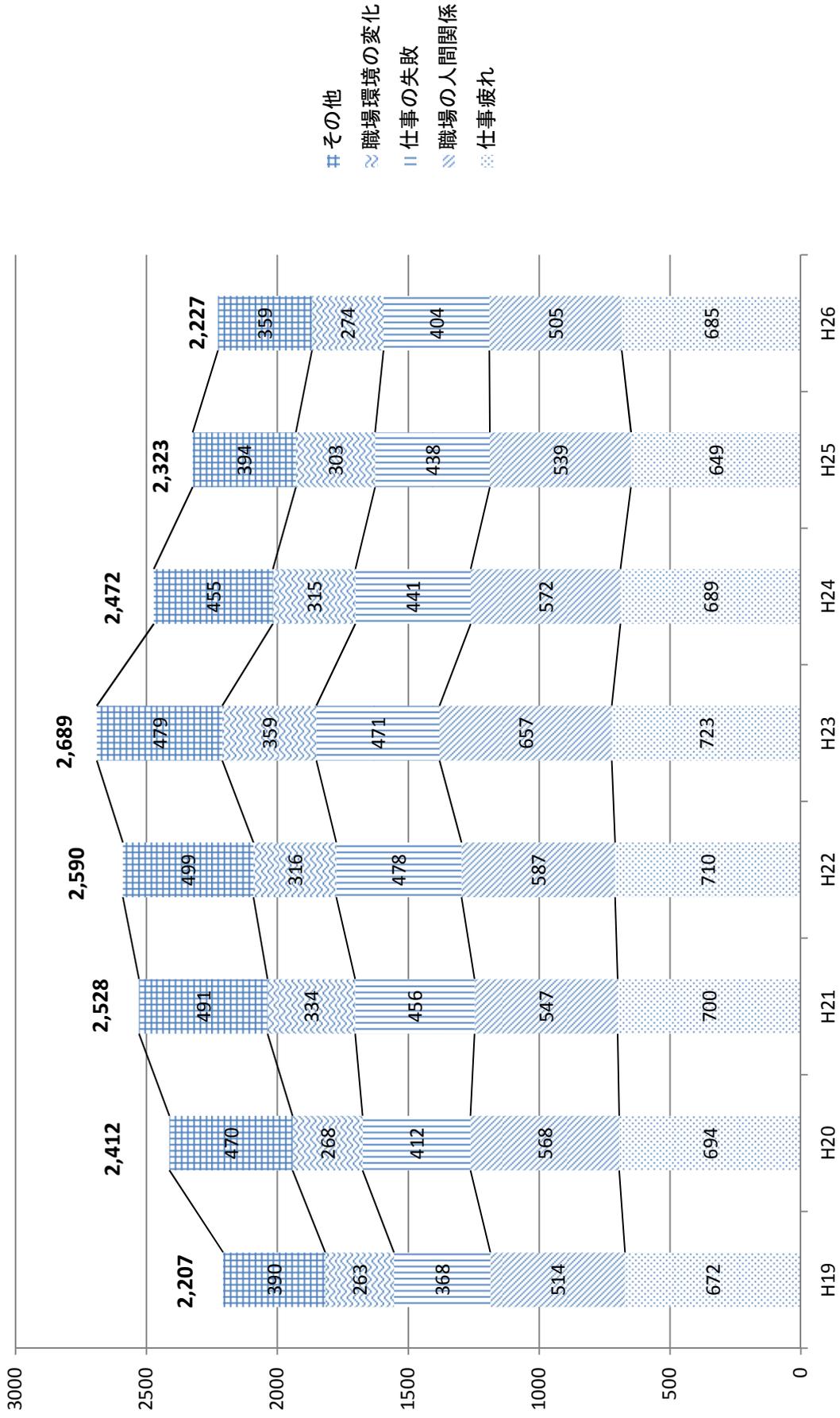
注) 平成19年の自殺統計から、原因・動機を最大3つまで計上することとしたため、18年以前との単純比較はできない。

職業別自殺者数の年次推移



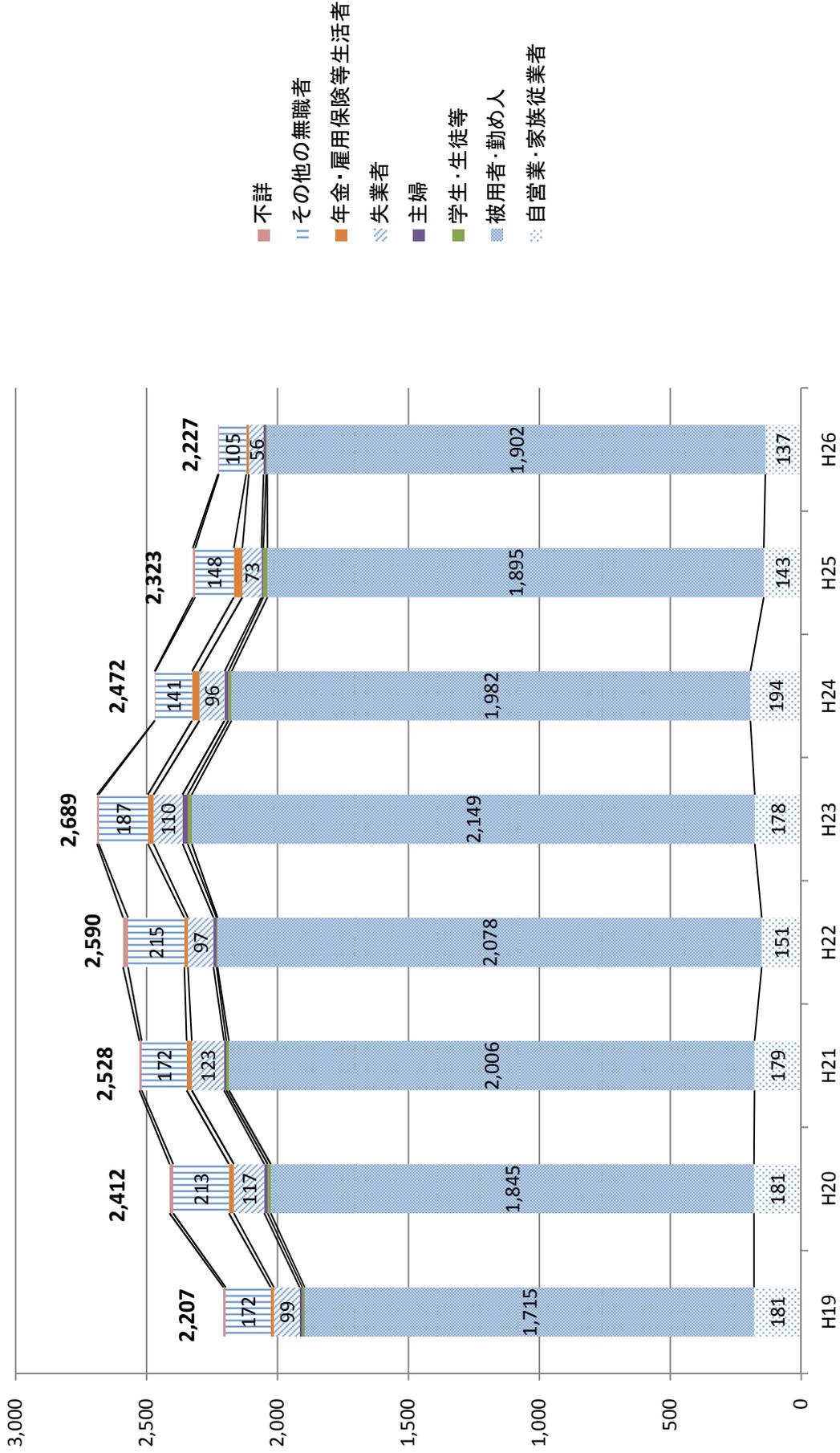
(資料出所) 警察庁自殺統計原票データより内閣府作成

勤務問題を原因・動機の1つとする自殺者数の推移(原因・動機詳細別)



(資料)内閣府・警察庁 自殺統計

勤務問題を原因・動機の1つとする自殺者数の推移(職業別)



(資料)内閣府・警察庁 自殺統計

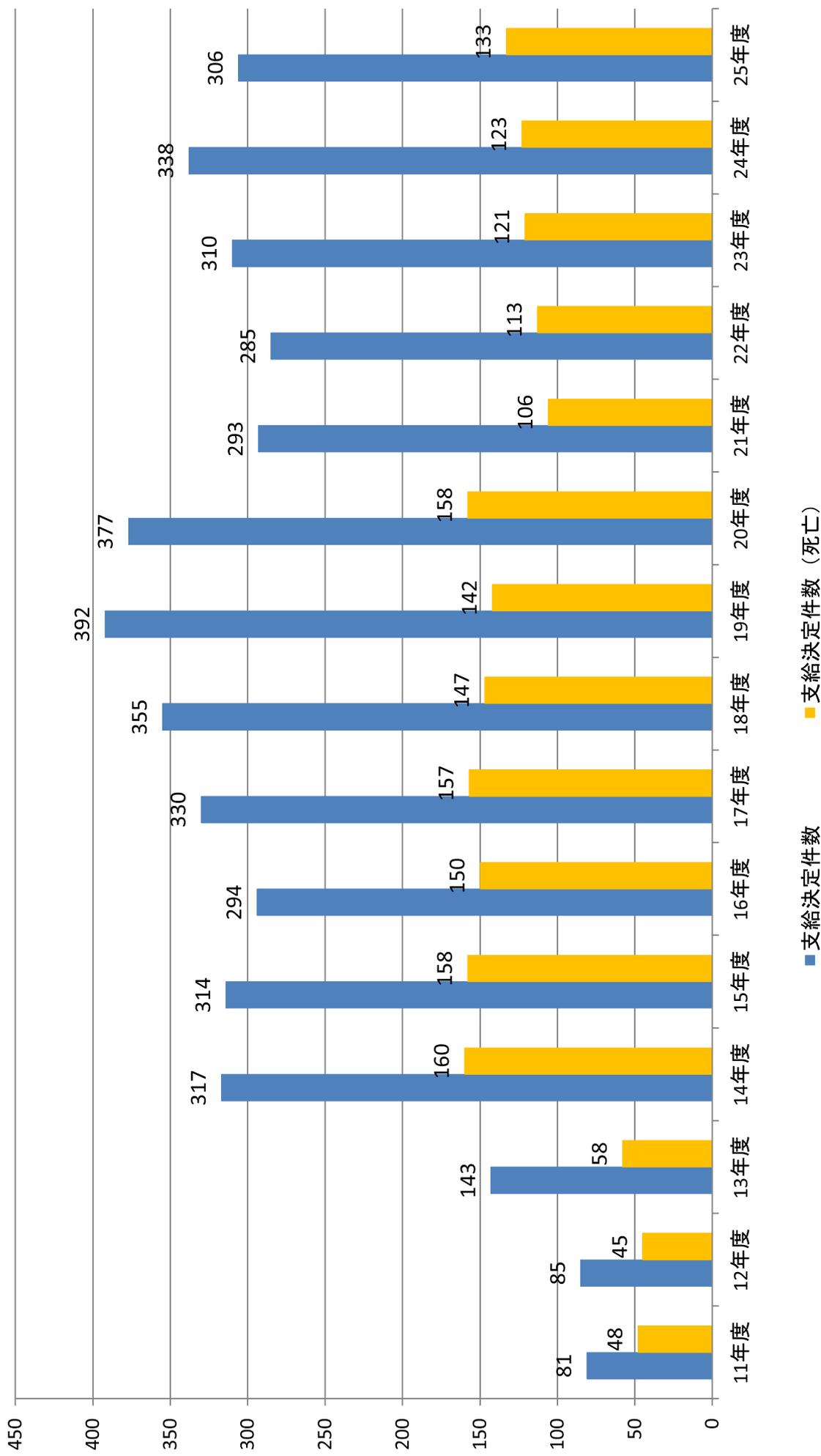
勤務問題を原因・動機の1つとする自殺者数の推移(年齢階層別)



注)H19は、60から69歳の区分に60歳以上の全ての人数が含まれている。

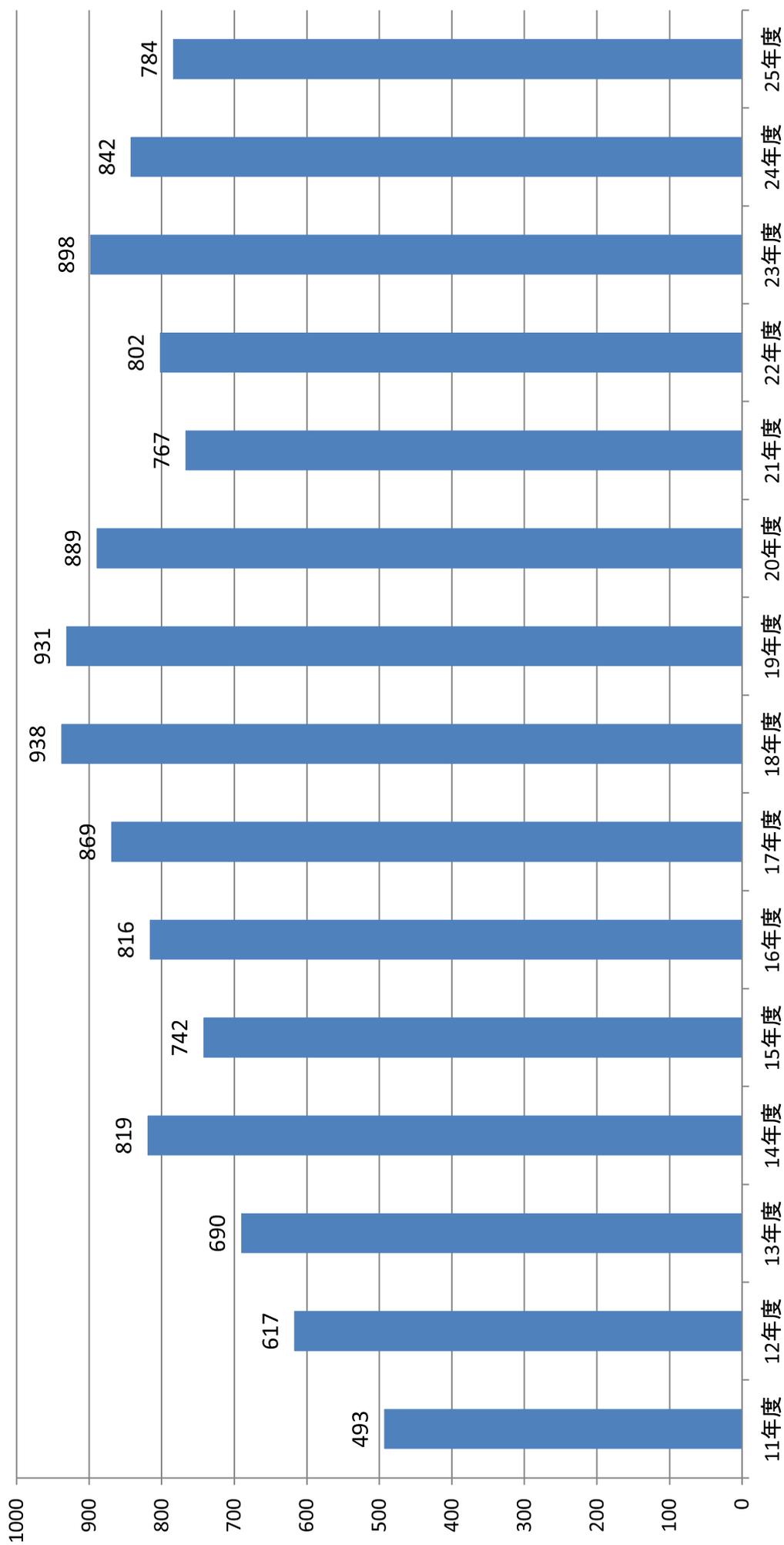
(資料)内閣府・警察庁 自殺統計

①—1 脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数の推移

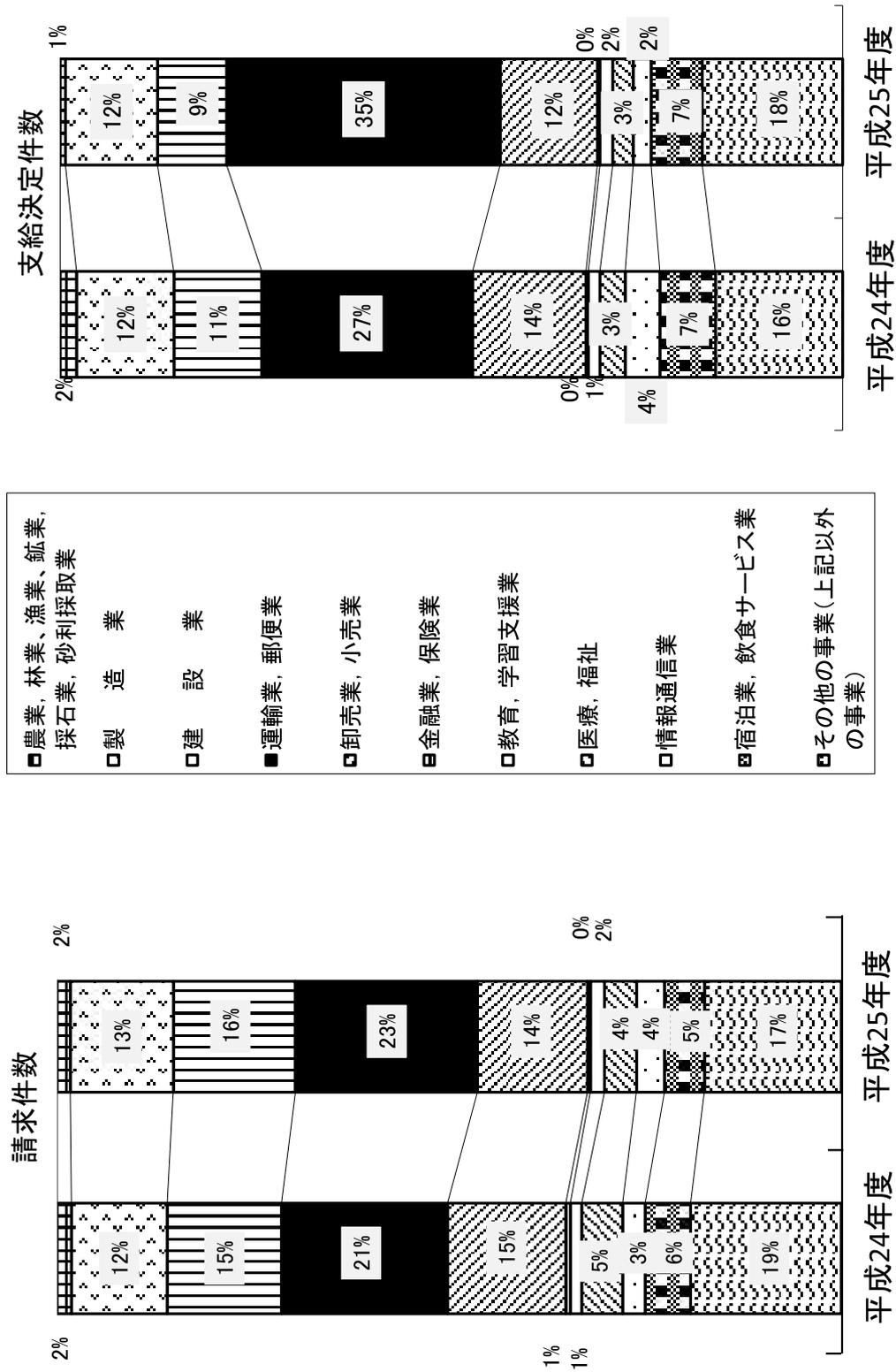


注) 支給決定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

①-2 脳・心臓疾患に係る労災請求件数の推移



②一1 脳・心臓疾患に係る労災請求、支給決定件数の業種別構成比



②-2 脳・心臓疾患の請求件数の多い業種(中分類の上位15業種)

平成25年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	124
2	建設業	総合工事業	56
3	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	47
4	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	42
5	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	37
6	建設業	設備工事業	29
7	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	26
8	卸売業・小売業	その他の小売業	24
9	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	23
10	卸売業・小売業	各種商品小売業	18
11	サービス業(他に分類されないもの)	その他のサービス業	17
12	製造業	輸送用機械器具製造業	13
12	卸売業・小売業	飲食料品卸売業	13
12	学術研究, 専門・技術サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)	13
15	製造業	食料品製造業	12
15	教育、学習支援業	学校教育	12
15	卸売業・小売業	飲食料品小売業	12

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

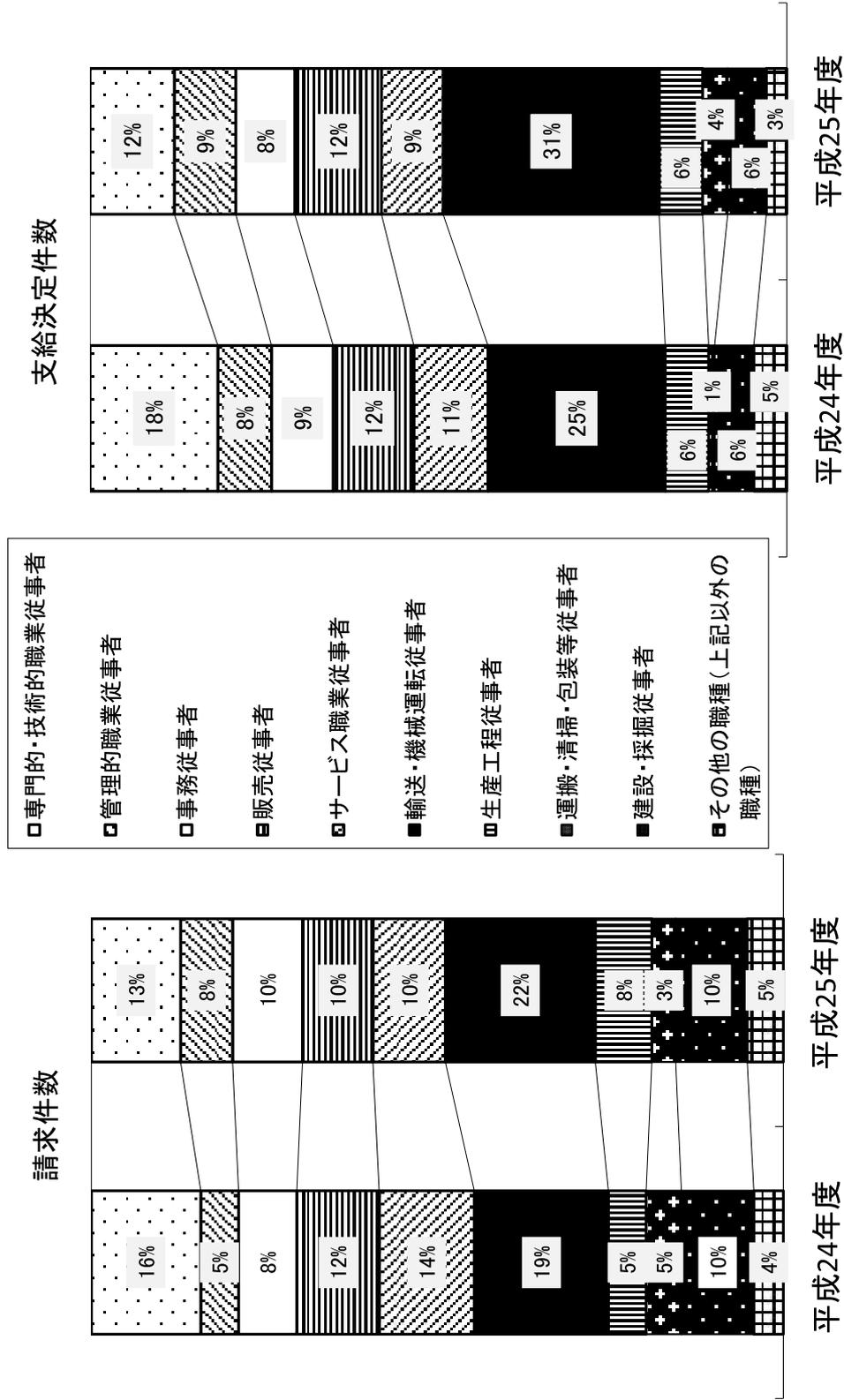
②-3 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い業種(中分類の上位15業種)

平成25年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	94
2	建設業	総合工事業	13
2	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	13
4	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	12
5	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	9
6	建設業	設備工事業	8
6	卸売業・小売業	その他の小売業	8
6	卸売業・小売業	各種商品小売業	8
6	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	8
10	卸売業・小売業	飲食料品卸売業	7
10	製造業	電気機械器具製造業	7
10	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	7
13	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	6
13	サービス業(他に分類されないもの)	その他のサービス業	6
13	医療、福祉	医療業	6
13	学術研究, 専門・技術サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)	6

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

③ー1 脳・心臓疾患に係る労災請求、支給決定件数の職種別構成比



③-2 脳・心臓疾患の請求件数の多い職種(中分類の上位15職種)

平成25年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	159
2	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	63
3	事務従事者	一般事務従事者	45
4	販売従事者	営業職業従事者	44
5	販売従事者	商品販売従事者	34
6	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	30
7	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	30
8	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	30
9	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	26
10	事務従事者	営業・販売事務従事者	25
11	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	21
12	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	19
13	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	18
14	専門的・技術的職業従事者	製造技術者(開発を除く)	17
15	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	16

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

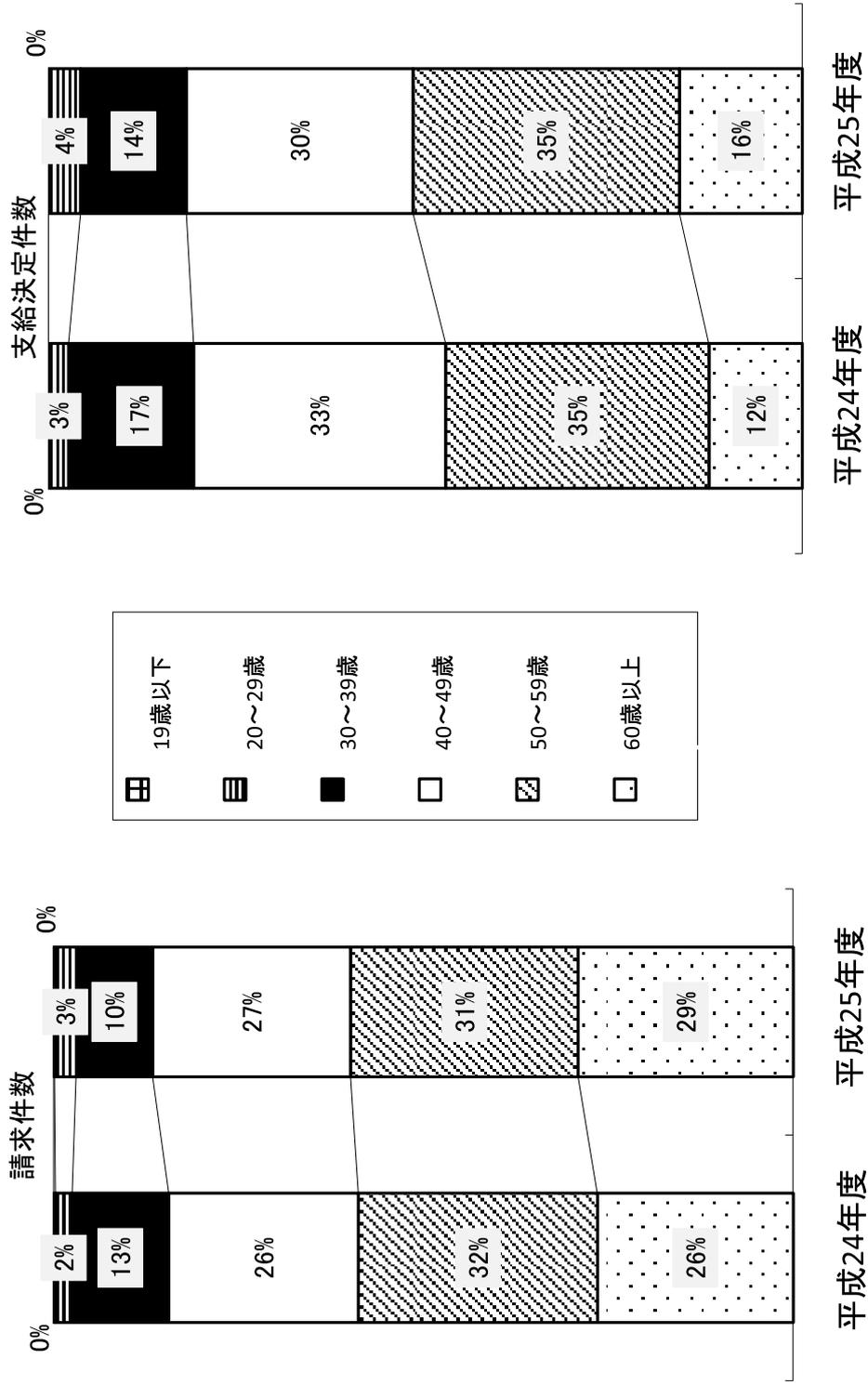
③-3 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

平成25年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	93
2	販売従事者	営業職業従事者	21
3	販売従事者	商品販売従事者	16
3	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	16
5	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	13
6	事務従事者	一般事務従事者	11
6	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	11
8	専門的・技術的職業従事者	製造技術者(開発を除く)	9
9	事務従事者	営業・販売事務従事者	8
9	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	8
11	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	7
11	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	7
11	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	7
14	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	6
14	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	6

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

④ 脳・心臓疾患に係る労災請求、支給決定件数の年齢別構成比



⑤ 脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

区分	年度	平成24年度		平成25年度	
			うち死亡		うち死亡
45 時 間 未 満		0	0	0	0
45 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満		0	0	0	0
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満		20	4	31	16
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満		116	50	106	50
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満		69	28	71	28
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満		50	14	21	8
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満		16	9	22	8
160 時 間 以 上		31	9	34	13
そ の 他		36	9	21	10
合 計		338	123	306	133

注 その他の件数は、認定要件のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」により支給決定された事案の件数である。

⑥ 脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

区分	年度	平成24年度				平成25年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
正規職員・従業員	655	248	322	120	591	257	286	124	
契約社員	8	2	2	0	18	8	5	1	
派遣労働者	6	3	3	1	7	2	1	1	
パート・アルバイト	32	8	3	0	32	10	7	3	
その他(特別加入者等)	40	11	8	2	35	13	7	4	
合計	741	272	338	123	683	290	306	133	

注 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。